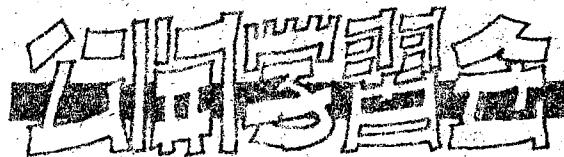


明日30日12時へ結集しよう!!

(10月15日木)

第1回



「刑法改正」の問題点

すべての学生、教職員の皆さん!! 現在政府-法務省は、7年前中断していた刑法全面「改正」作業を再開している。この動きは昨年夏の新宿バス放火事件を契機とした奥野法相の「刑法改正、とりわけ保安処分の新設を強力に推進する」という発言を発端にして、「改正」案の来春国会上程が公言されるまでに至っている。

一般にこうした問題は、難しい法律論議として受け止められがちであるが、我々が意識している以上に根深く刑法は我々の日常生活に介入しこれを規定している。そしてその刑法が、草案(後述)において条文数が100余と増えている事をみて明らかなく、全面的に再編・強化されようとしているのだ。さらだ来春国会上程という緊迫した状況を考えれば、我々は刑法「改正」の動きに最大限に注目し、批判・検討を加えてゆかねばならない。我々は、このような認識から、上記の公開学習会を呼びかけ、1人でも多くの皆さんに「今何が法務省によって為されようとしているのか?」「それがいかなる問題を内含しているのか?」をまず知ってもらいたい。そして其に学習・討論していく中で、刑法「改正」反対の観点を共有し、来春国会上程阻止に向けた幅広い運動を創出してゆきたいと考える。

さて現在の刑法「改正」の動きは、基本的に1974年に法制審によって出された、改正刑法草案がベースとなっており、我々も草案を中心と検討を加えていくと思う。草案は現行刑法に比べていくつかの特徴をもっている。

①重罰化の傾向（全般にわたる法定刑の引上げ）

②犯罪の新設（未遂や予備など前段階的行為への处罚範囲の拡大・集团犯罪の類型の新設・公務員隠密漏示罪などの国家権益の保護・無償乗車などの不要な規定等）
(47面参照)

③常習累犯に対する不定期刑、精神障害者などに対する保安処分の新設

(47ヘ)

京大刑事法研究会 * 医学部新闻会

これら国家の处罚権の拡大・強化は、当然我々の日常生活への圧迫が強まるこことを意味し、とりわけ労働運動・住民運動の弾圧を容易にし、最今の軍事大國化、法西スム化の更なる強化と結びつくものである。

今日は保安処分新設を除く草案全般の問題を取り上げる。多くの学友が二の学習会に参加されし事を訴える。

新設犯罪一覧表

- (1) 国家法益に対する罪 内乱参加未遂、私戦、外国元首・使節暴行・侮辱、公務員機密漏示、周辺第三者收録、公務秘密文書開封、保安・少年施設逃走、同未遂、集団反抗、証人威逼
- (2) 社会法益に対する罪 駆動子備、爆発物爆発、同未遂、ガス・電気放流未遂、過失爆発物爆発、過失ガス・電気放流、業務上過失・重過失爆発物爆発、業務上過失・重過失ガス・電気放流、出水によるその他の物の侵害、業務上過失出水、出水による現住建造物侵害未遂、同その他の物の侵害未遂、水利妨害未遂、交通危険、同未遂、船舶・航空機強奪、加重強奪、同未遂、同子備、船舶・航空機運転阻害、飲食物毒物混入、同未遂、毒物放流、同未遂、同致死傷、水道汚染未遂、飲料水毒物混入未遂、水道断絶未遂、過失飲食物毒物混入、過失毒物放流、業務上過失飲食物毒物混入、業務上過失毒物放流、偽造有価証券取得、同未遂、印紙・切手偽造・行使、同未遂、死体掠奪、墳墓発掘未遂、営利目的わいせつ、わいせつ物製造
- (3) 個人法益に対する罪 重傷害、銃砲刀剣を用いる傷害、同未遂、多衆傷害・暴行、常習傷害・暴行、凶器闘争の申込・承諾、営利堕胎、被保護者姦淫、多衆騒動、常習脅迫、人質強要、同未遂、加重窃盗、同未遂、自動車等不法使用、同未遂、加重強奪、同未遂、常習強盗、営業的詐欺、同未遂、自動設備の不正利用・無賃乗車、同未遂、常習詐欺、多衆恐喝、同未遂、準恐喝、同未遂、常習恐喝、業務上責任、同未遂、営利目的の麻物取得、多衆損壊、過失建造物破壊、企業秘密漏示

今後の予定

10月22日(木) 第2回「保安処分の問題点」

10月29日(木) 第3回「反対闘争の歴史と現段階」・討論会

※二回目も3回 教養部A122にて

11月4日(土) 講演討論会 「精神病患者、弁護士、精神科医の方々の
20於A112 参加をお願いします。